

トランポリンパークでの事故に係る事故等原因調査について (経過報告)

令和4年6月23日
消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づき、トランポリンパーク¹での事故について、2021年6月から事故等原因調査を進めてきたところであるが（以下「本件調査」という。）、事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。

本件調査については、当該調査を開始した日（2021年6月25日）から一年以上以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることから、消費者安全法第31条第3項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告²する。

なお、調査委員会による調査は、事故の責任を問うために行うものではない。

1. 本件調査を行うこととした理由

「2020年3月9日、当該遊戯施設（トランポリン）で遊んでいたところ、トランポリン外に落下し、左肘関節脱臼骨折の重傷。」とのトランポリン³による重大事故等が、消費者安全法第12条第1項の規定に基づき、2020年4月21日に通知された。

その事故等を受け、消費者庁、国民生活センターから注意喚起⁴がされたが、「2021年3月、当該遊戯施設（トランポリン）で遊んでいたところ、宙返りの際の着地により、頸椎骨折の重傷。」との2件目の重大事故等が発生した。

調査委員会は、「事故等原因調査等の対象の選定指針」（2012年10月3日消費者安全調査委員会決定）に基づき、トランポリンパークでの事故について、事故等原因調査の対象として選定し調査を開始した。

¹ 2ページに「調査対象」として記載。

² 本経過報告の事実関係等は、現時点の調査結果に基づくものであり確定したものではない。

³ 器具の名称「トランポリン」はセノー株式会社の登録商標である。

⁴ 遊戯施設におけるトランポリンでの事故にご注意ください！（2020年12月9日）

2022年4月、さらにトランポリンパークでの事故が続いているため、改めて消費者庁から注意喚起⁵がされている。

【調査対象】

トランポリンは、ベッドとスプリング（ゴムケーブル）の弾力を利用した跳躍運動器具で、大きな反発力が得られ、高く、何度も跳び上がることができる。構造は、金属製の枠（フレーム）に金属製のスプリング又はゴムケーブルにより、ナイロン製の網（ベッド）が張られている。なお、エア遊具は含まない。

本調査の対象は、トランポリンパーク等とする。それらはレクリエーション目的で、トランポリンの環境を提供する業態であり、構造は複数のトランポリンを連結させた施設、又は1台以上のトランポリンと他の設備を組み合わせで設置する施設である。様々な種類の遊戯を可能として楽しめるよう役務が提供されている。



図 1 トランポリンパークのイメージ

事故情報データベース⁶には、2017年1月から2022年5月12日までの約5年4か月間に、遊戯施設等でのトランポリンに関する事故情報が31件⁷寄せられている（図2）。

⁵ トランポリンパークでの事故が続いています！（2022年4月26日）

⁶ 「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（2010年4月から正式運用開始）のことである。

⁷ 事故情報データベースで、2017年4月1日から2022年5月12日までに登録された「トランポリン」をキーワードとする遊戯施設でのトランポリンを使用した際の事故。

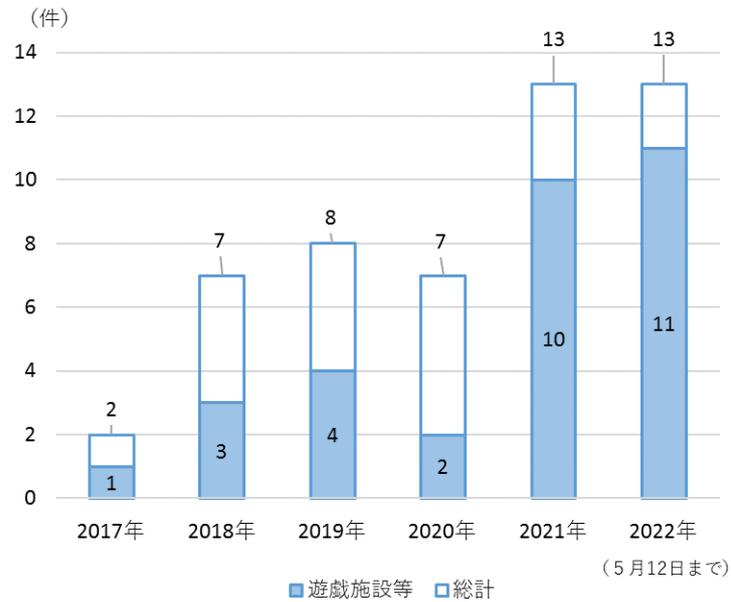


図 2 トランポリンに関する事故件数の推移 (n=50)

遊戯施設等での事故 31 件の内訳をみると、男女別では、男性 13 件、女性 7 件、不明 11 件、年代別では 5～9 歳及び 10 歳代が計 11 件と約 60% (年代不明 13 件を除く。) を占め、若い年代が多くなっている (図 3)。

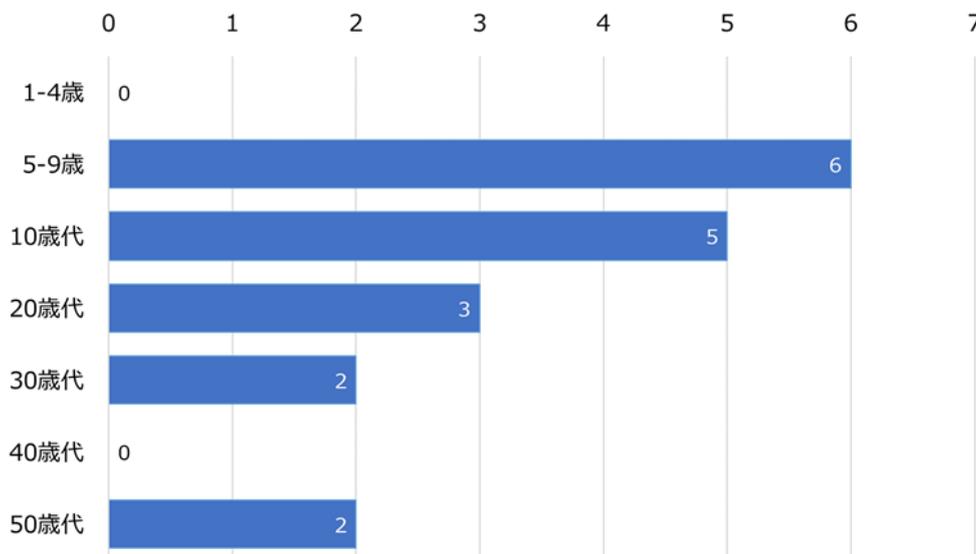


図 3 年代別の事故の発生状況 (n=18)

事故情報 31 件の傷病内容別の件数を、図 4 に示す。「骨折」、「神経・脊髄の損傷」が多い。

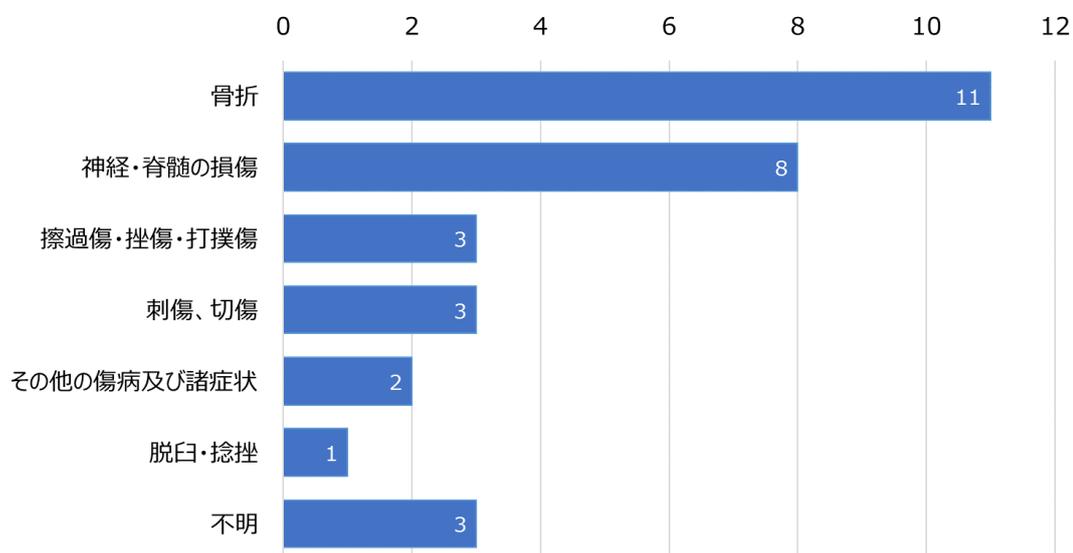


図 4 傷病内容別事故件数 (n=31)

事故情報データベースに登録された 3 件の重大事故等について、表に示す。

表 トランポリンパークに関わる重大事故等

事例	事故発生日	事故の概要	事故発生都道府県
1	2020 年 3 月 9 日	当該遊戯施設（トランポリン）で遊んでいたところ、トランポリン外に落下し、左肘関節脱臼骨折の重傷。	大阪府
2	2021 年 3 月 13 日	当該遊戯施設（トランポリン）で遊んでいたところ、宙返りの際の着地により、頸椎骨折の重傷。	宮城県
3	2021 年 8 月 31 日	遊戯施設において、トランポリン横に設置されていた高台より、児童 2 名で同時に当該トランポリンに飛び込んだところ、当該児童のうち 1 名の上にもう 1 名が落下し、右上腕骨顆上骨折の重傷。	愛知県

医療機関ネットワーク⁸には、遊戯施設でのトランポリン使用によって発生したものと考えられる事故情報が2017年1月から2022年4月までの5年4か月間で18件⁹寄せられている。

2. 本件調査の概要

(1) 重大事故等の事故情報の事実確認

3件の重大事故の被災者及び当該施設にヒアリング、現地調査を行い情報の収集を行っている。

引き続き、ヒアリング結果等をまとめ、さらに治療を行った医療機関等へのヒアリングを行うなど事故の実態調査を行う。

(2) 実態調査（アンケート）

全国の施設及び消費者に対しアンケートを実施し、施設の運用方法や利用実態など調査を実施している。引き続き、アンケート調査の分析を行う。

(3) 国内、国際規格規制

国内にはJISなど、トランポリンに関する規格はない。

なお、安全に関する国際規格としては、ISO/IECガイド51「安全側面－規格への導入指針」があり、広範囲な製品、プロセス、サービスの分野に対して適用する基本安全規格がある。引き続き、関連情報の調査を行う。

3. 今後の調査

調査委員会は、引き続き各調査によって得られた結果を踏まえて調査を進めるとともに再発防止策を検討する。

⁸ 消費生活において生命又は身体に被害が生じた事故情報を、事業に参画する医療機関から収集し、同種・類似事故の再発・拡大防止を図ることを目的として、2010年12月から運用が開始された、消費者庁と国民生活センターの共同事業である。

⁹ 医療機関ネットワークで、2017年1月から2022年4月までに提供された「トランポリン」をキーワードとする事故情報で、遊戯施設でのトランポリンを使用した際の事故。